

高年齢労働者の労働災害防止等の説明会を開催しました

令和7年8月5日（火）に、萩労働基準監督署管轄内の第三次産業事業者を対象とした説明会を長門市中央交流プラザにて開催しました。説明会では、高年齢労働者の労働災害発生状況や、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の概要、令和7年6月1日より施行された熱中症対策に係る省令改正のほか、労働条件の明示の際に注意すべき点等について説明を行いました。



以下、エイジフレンドリーガイドラインの概要

【エイジフレンドリーガイドラインとは】

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、事業者や労働者に取り組が求められる事項を取りまとめたもの

【取り組む事項】

- ① 安全衛生管理体制の確立
- ② 職場環境の改善
- ③ 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- ④ 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- ⑤ 安全衛生教育

☆職場環境改善のための装置の購入費や設備の工事費、専門家による指導を受ける費用の一部を補助する「[エイジフレンドリー補助金](#)」もございます。